

# 茨城歯科専門学校学則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、学校教育法、歯科衛生士法及び歯科技工士法に基づき、歯科衛生士及び歯科技工士として必要な知識及び技能を授け、有能な歯科衛生士及び歯科技工士を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は茨城歯科専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置は次の通りとする。  
茨城県水戸市見和 2 丁目 292 番地の 1

## 第 2 章 課程及び学科、修業年限、定員、学年、学期、休業日並びに授業の終始期

(課程及び学科、修業年限、定員、学級数)

第 4 条 本校の課程及び学科、修業年限、定員、学級数は次の通りとする。

課 程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	学年及び定員				学 級 数
				1 学年	2 学年	3 学年	計	
歯科医療	歯科衛生士科	昼	3 年	50 名	50 名	50 名	150 名	各学年 1 学級
専門課程	歯科技工士科	昼	2 年	20 名	20 名	—	40 名	各学年 1 学級

(学年)

第 5 条 本校の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 6 条 本校の学期は次の通りとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 夏季休業日 7 月 25 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

(5) 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 6 日まで

(6) 創立記念日 10 月 17 日

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業の終始期)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

平日は午前 9 時から午後 4 時 10 分まで、土曜日は午前 9 時から午後 12 時 10 分までとする。

ただし、実習その他の理由により校長が必要と認めたときは、変更することができる。

### 第 3 章 教育課程、授業時数及び単位の換算方法

(教育課程及び授業時数)

第 9 条 本校の教育課程及び授業時数は別表(1)の通りとする。

ただし、校長が必要と認めたときは規定の教科以外の授業を行うことができる。

(単位の換算方法)

第 10 条 別表(1)に定める1単位の授業時数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習・実技については30時間から45時間とする。

なお、歯科衛生士科における臨床・臨地実習については45時間とする。

### 第 4 章 職 員

(職員)

第 11 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 名誉校長 1名
- (2) 校長 1名
- (3) 副校長 1名
- (4) 教務部長 1名
- (5) 教務副部長 歯科衛生士科1名、歯科技工士科1名
- (6) 専任教員 歯科衛生士科4名以上(うち1名を教務主任とする)  
歯科技工士科3名以上(うち1名を教務主任とする)
- (7) 講師 若干名
- (8) 助手 若干名
- (9) 事務職員 若干名

2 名誉校長は必要な場合に置き、公益社団法人茨城県歯科医師会会長(以下「会長」という。)の職にある者をもってあて、校長は会長の職にある者又は会長が任命した者をもってこれにあてる。

3 副校長、教務部長、教務副部長、専任教員、講師、助手、事務職員は、会長が任命する。

(職務)

第 12 条 校長は会長の旨を受けて学務を掌理し、所属職員を監督する。

2 副校長、教務部長、教務副部長、専任教員、講師は校長の指示を受け教育に従事する。

3 副校長は校長を補佐し、校長に事故あるときはその職務を代行する。

4 助手は、専任教員又は講師の職務を助ける。

5 事務職員は校長の指示を受け、事務を処理する。

(運営委員会)

第 13 条 本校の運営上重要な事項を審議するため、運営委員会を設ける。

2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(講師会)

第 14 条 本校の教務について必要な事項を協議するため、講師会を設ける。

2 講師会に関する事項は別に定める。

(その他の委員会)

第 15 条 本校の教育、運営に必要な事項を協議するため、他に委員会を設けることができる。

2 その他の委員会に関する事項は別に定める。

## 第 5 章 入学、休学、転入学、退学及び除籍

(入学時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 17 条 本校に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者でなければならない。

(受験手続)

第 18 条 本校に入学しようとする者は、次の各号に示す書類に受験料を添えて、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

(1) 入学願書（様式第1号）

(2) 高等学校の調査書又は卒業証明書若しくは高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる証明書

(3) 写真（出願前3ヶ月以内に撮影したもので、正面、脱帽、上半身、名刺版）

(入学許可)

第 19 条 入学の許可は校長が受験手続をした者に対して入学試験を行い、その合格者に与えるものとする。

(入学試験)

第 20 条 本校の入学試験は推薦入学試験と一般入学試験とする。

2 試験科目は筆記試験とする。

3 前項のほか、校長が必要と認めたときは面接試験及び適性試験を行うことができる。

(入学手続)

第 21 条 入学を許可された者は、入学金及び次の各号に示す書類を指定の期日までに納付及び提出して入学の手続を完了しなければならない。

(1) 住民票

(2) 高等学校の卒業証明書（高等学校以上の学校を卒業した者は最終学校の卒業証明書も含む）

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 第21条に定める保証人署名の保証書（様式第3号）

2 前項の手続を怠る者又は入学期日に許可なく出席しない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第 22 条 保証人は親権者又は学費支弁者とする。

2 保証人は、学生の身上に関して一切の責任を負うことができる者でなければならない。

3 やむを得ない理由により保証人をたてることができないときは、本校の指定した者をもって代えることができる。

4 保証人の死亡その他の理由により保証人を変更しようとするとき又は保証人の氏名、住所に変更を生じるときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(欠席)

第 23 条 学生が欠席しようとするときは、欠席届（様式第4号）に理由を記し、校長に届け出なければならない。

ただし、疾病により7日以上欠席するときは医師の診断書を添えるものとする。

(休学)

第 24 条 学生が疾病その他の理由により3月以上続けて欠席するときは、その理由を具して保証人

連署の上、休学願（様式第5号）を提出し、校長の許可を得なければならない。

ただし、主たる理由が疾病である場合は医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めたときは休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、その年度の3月31日までとする。

ただし、やむを得ない理由のあるときは更に1年以内の休学を許可することができる。

4 休学の期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第25条 休学者が復学しようとするときは、その理由を具して保証人連署の上、復学願（様式第6号）を提出し、校長の許可を得なければならない。

ただし、休学の主たる理由が疾病であった場合は医師の診断書を添えるものとする。

2 復学を許可された学生は原学年に編入する。

（在学期間）

第26条 本校の在学期間は、各学年2年を超えることはできない。

（転入学）

第27条 厚生労働大臣（又は文部科学大臣）の指定した他の歯科衛生士養成所又は歯科技工士養成所の学生が転入学をしようとするときは、校長が選考の上これを許可することができる。

ただし、転入学をしようとする学科に欠員がある場合に限る。

2 転入学をしようとする者は、所属長の承諾書及び別に定める書類を添えて転入学願を提出するものとする。

（退学）

第28条 学生が退学しようとするときは、その理由を具して保証人連署の上、退学願（様式第7号）を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が疾病その他の事故により成業の見込みがないときは、校長は退学を命ずることができる。

（除籍）

第29条 校長は、次の各号の一に該当するものを除籍することができる。

（1）疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。

（2）第25条に規定する在学期間を超えた者。

（3）正当な理由がなく学費を納付しない者。

（4）死亡した者。

## 第6章 成績考査、進級、卒業及び単位認定

（試験）

第30条 試験は、当該科目の授業が修了したとき又は学期末に行う。

ただし、実習科目については、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する者は、前項の試験を受験することができない。

（1）当該科目において学則に定める時間数の3分の1以上欠席した者

（2）当該科目の出席時間数が、補習により補った場合を除いて、学則に定める時間数に満たない者

（3）当該科目所定の課題及び実習を完了しない者

（4）当該学期所定の学費を完納しない者

（追試験及び再試験）

第31条 疾病その他校長が止むを得ないと認める理由により試験を欠席した者は追試験を受けるこ

とができる。

- 2 試験の成績が60点未満の科目及び前項の規定により追試験で60点未満の科目については、1回限り再試験を受けることができる。
- 3 追試験を受けようとする者は追試験願（様式第8号）を、再試験を受けようとする者は再試験願（様式第9号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 4 追試験又は再試験を受ける者は、別に定める試験料を納付しなければならない。

（学習評価）

第 32 条 学習の評価は、試験、平常実習の成績及び平常授業態度に基づいて行う。

- 2 評価は、各科目優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とする。  
この場合の基準については別に定める。

（既修科目の単位認定）

第 33 条 校長は、歯科衛生士科に入学した者から既修科目の単位認定の申請があった場合、本校における教育内容に相当するものと認めるときは、該当科目の履修を免除し、取得単位として認定することができる。

- 2 既修科目の単位認定に関する事項は別に定める。

（進級、卒業及び単位認定）

第 34 条 進級、卒業及び単位認定は、学業成績、出席状況について評定のうえ、講師会の議を経て校長が行う。

- 2 単位認定に関する事項は別に定める。

（卒業証書及び称号の授与）

第 35 条 校長は所定の全課程を履修し、すべての科目に合格した者に対して卒業証書（様式第10号）を授与する。

- 2 前項により歯科医療専門課程歯科衛生士科、歯科技工士科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

## 第 7 章 学費その他

（受験料、入学金、授業料及び実習費等）

第 36 条 受験料、入学金、授業料及び実習費等の額は別表（2）の通りとし、それ以外の納付金は一切徴収しない。

- 2 授業料、実習費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前期分 5月末まで

後期分 10月末まで

- 3 既納の受験料、入学金、授業料、実習費は返還しない。

（休学者の実習費）

第 37 条 学期の開始前に休学の許可を受けた場合で、休学期間が当該学期の全期間である場合には、その学期の実習費を免除する。

（授業料、実習費の猶予）

第 38 条 学生又は保証人の願い出により、校長がやむを得ない理由があると認めるときは、授業料、実習費の納期を猶予又は分割納付を許可することができる。

（健康診断）

第 39 条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第 8 章 賞 罰

(褒賞)

第 40 条 校長は成績，操行ともにすぐれ，他の模範となる学生を褒賞することができる。

(懲戒)

第 41 条 校長は，教育上必要があると認めたときは，その事情により，学生に対して訓告，停学又は退学の処分を行うことができる。

ただし，退学は次の各号の一に該当する学生に限り行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

## 第 9 章 雑 則

(実施規定)

第 42 条 この学則の実施に必要な事項は校長が別に定める。

(学則の改廃)

第 43 条 この学則を変更し，または廃止をしようとするときは公益社団法人茨城県歯科医師会理事会の決議を経なければならない。

付 則

本学則は，昭和54年4月1日より施行する。

茨城県歯科衛生士学院学則，同施行細則，同運営委員会規程及び茨城歯科技工専門学校学則，同運営委員会規程，同講師会規程は，昭和54年3月31日をもって廃止する。

付 則

本学則は，昭和55年4月1日より施行する。

付 則

本学則は，昭和57年4月1日より施行する。

付 則

本学則は，昭和59年4月1日より施行する。

付 則

本学則は，昭和62年4月1日から施行する。

ただし，昭和61年度以前に入学した者にかかる教育課程及び授業時数，授業料及び実習費については，改正後の学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

本学則は，平成2年4月1日から施行する。

付 則

本学則は，平成3年4月1日から施行する。

ただし，平成2年度以前に入学した者にかかる授業料については，改正後の学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

ただし、平成4年度以前に入学した者にかかる授業料については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前に入学した者にかかる教育課程及び授業時数については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成7年3月8日以降に卒業する者に対しては、改正後の第31条、第42条を遡及適用する。

付 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前に入学した者にかかる授業料については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、歯科衛生士科において平成17年度以前に入学した者にかかる修業年限、教育課程、授業時数、及び授業料については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、歯科衛生士科において平成18年度に入学した者にかかる教育課程、授業時数及び歯科技工士科において平成18年度以前に入学した者にかかる定員、教育課程、授業時数及び授業料については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、歯科技工士科において平成22年度以前に入学した者にかかる教育課程及び授業時数については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、歯科衛生士科において平成25年度以前に入学した者にかかる教育課程及び授業時数については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前に入学した者にかかる教育課程及び授業時数については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。



別 表 (1) 学則第9条第1項関係

歯科衛生士科

分野	小項目	教 科		授 業 時 数 (時間)				単 位	
				1学年	2学年	3学年	計	小計	計
基礎分野 10単位	科学的思考の基盤・人間と生活【10単位】	人文科学	心理学		18		18	1	4
			行動科学 カウンセリング技法 手話		20		20	1	
		社会科学	社会学		24	18	18	1	3
			社会学 医療倫理 情報処理		24	16	15	1	1
		自然科学	生物学	24			24	1	1
外国語	英会話 歯科英語			16		16	1	2	
	小 計			48	111	34	193	10	10
専門基礎分野 24単位	人体の構造と機能【5単位】	解剖学	人体解剖学	20			20	1	3
			組織・発生学	30			30	2	
			生理学	16			16	1	1
	歯・口腔の構造と機能【5単位】	口腔解剖学	口腔解剖学	20			20	1	5
			口腔機能学	16	20		20	1	
			歯牙解剖学Ⅰ 歯牙解剖学Ⅱ	40			40	2	
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進【6単位】	病理学	病理学	30			30	2	3
			口腔病理学		20		20	1	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み【8単位】	微生物学	微生物学	32			32	2	2
			薬理学	16			16	1	1
口腔衛生学		口腔衛生学Ⅰ	24			24	1	5	
		口腔衛生学Ⅱ			24	24	1		
		衛生統計学 公衆歯科衛生学	32		20	32	2		
衛生学	20			20	1	1			
衛生行政	20		20	20	1	1			
社会福祉	16		16	16	1	1			
	小 計			320	40	80	440	24	24
専門分野 63単位	歯科衛生士概論【2単位】	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	30			30	2	2
	臨床歯科医学【11単位】	臨床歯科医学	歯科臨床概論	20			20	1	1
			歯科放射線学	28			28	1	1
			保存修復学	20			20	1	3
			歯内療法学	24			24	1	
			歯周治療学	24			24	1	
			歯科補綴学	24			24	1	1
			口腔外科学	28			28	1	1
			口腔インプラント学			16	16	1	1
	小児歯科学	24			24	1	1		
	障害者歯科学		20		20	1	1		
	矯正歯科学	22			22	1	1		
	歯科予防処置論【10単位】	歯科予防処置論	歯科予防処置論	40			40	2	10
			歯科予防処置論Ⅰ実習	120			120	4	
歯科予防処置論Ⅱ実習				30		30	1		
口腔保健管理			20			20	1		
歯科保健指導論【10単位】	歯科保健指導論	歯科保健指導論	60			60	4	10	
		歯科保健指導論Ⅰ実習	30			30	1		
		歯科保健指導論Ⅱ実習		16		16	1		
		歯科保健指導論Ⅲ実習		36		36	1		
		栄養指導 訪問歯科保健指導		24	36	36	1		
歯科診療補助論【10単位】	歯科診療補助論	歯科診療補助論	36			36	2	10	
		歯科診療補助論Ⅰ実習	94			94	3		
		歯科診療補助論Ⅱ実習		30		30	1		
		交付・後援 臨床検査 社会保険事務 救急処置		20		20	1		
臨床実習(臨床実習を含む)【20単位】	臨床・臨床実習	臨床実習Ⅰ		450		450	10	20	
		臨床実習Ⅱ 臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ		90	315	315	7		
	小 計			674	760	474	1908	63	63
選択必修分野 7単位	選択必修分野【7単位】	言語学	言語学		16		16	1	1
			硬筆		16		16	1	1
			看護学		20		20	1	1
			隣接医学		16		16	1	1
			高齢者歯科学	20			20	1	1
			摂食嚥下指導			20	20	1	1
			介護技術		30		30	1	1
	小 計			20	98	20	138	7	7
歯科総合演習	歯科総合演習	歯科総合演習Ⅰ	90			90			
		歯科総合演習Ⅱ 歯科総合演習Ⅲ		200		200			
定期・模擬試験 学校行事	定期・模擬試験 学校行事	定期・模擬試験	120		112	316			
		入学式・模範式・卒業式 ガイダンス・オリエンテーション 健康診断、親睦会、宿泊研修他							
合 計				1272	1293	1150	3715	104	104

※ 1単位の授業時数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習・実技については30時間から45時間、臨床・臨床実習については45時間とする。

歯科技工士科

分野	教 科		授 業 時 数 (時間)				単 位	
			1 学年	2 学年	小 計	計	小 計	計
基 礎 野 5 単 位	科学的思考の基盤	英語	30		30	78	2	5
		造形美術概論	16		16		1	
	人間と生活	コミュニケーション学	16		16		1	
		情報リテラシー		16	16		1	
専 門 基 礎 分 野 20 単 位	歯科技工と歯科医療	関係法規		16	16	46	1	3
		歯科技工学概論	30		30		2	
	歯・口腔の構造と機能	歯の解剖学Ⅰ	20		20	254	1	10
		歯の解剖学Ⅱ	16		16		1	
		歯の解剖学Ⅲ	20		20		1	
		歯の解剖学実習Ⅰ	100		100		3	
		歯の解剖学実習Ⅱ		32	32		1	
		顎口腔機能学	16		16		1	
		顎口腔機能学実習	34		34		1	
	歯周病学		16	16		1		
歯科材料・歯科技工 機器と加工技術	歯科理工学Ⅰ	30		30	156	2	7	
	歯科理工学Ⅱ	20		20		1		
	歯科理工学Ⅲ	16		16		1		
	歯科理工学実習	90		90		3		
専 門 分 野 51 単 位	有床義歯技工学	全部床義歯技工学	24		24	554	1	19
		全部床義歯技工学実習Ⅰ	210		210		7	
		全部床義歯技工学実習Ⅱ		30	30		1	
		部分床義歯技工学	20		20		1	
		部分床義歯技工学実習Ⅰ	210		210		7	
		部分床義歯技工学実習Ⅱ		60	60		2	
	歯冠修復技工学	歯冠修復技工学	20		20	410	1	13
		歯冠修復技工学実習Ⅰ	96		96		3	
		歯冠修復技工学実習Ⅱ		100	100		3	
		架工義歯技工学	20		20		1	
架工義歯技工学実習Ⅰ		30		30		1		
架工義歯技工学実習Ⅱ			114	114		3		
デジタル技工実習		30	30		1			
矯正歯科技工学	矯正歯科技工学		16	16	76	1	3	
	矯正歯科技工学実習		60	60		2		
小児歯科技工学	小児歯科技工学		16	16	50	1	2	
	小児歯科技工学実習		34	34		1		
歯科技工学実習	技工実習		426	426	426	14	14	
小 計			1084	966	2050	2050	76	76
	歯科総合演習	歯科総合演習Ⅰ 歯科総合演習Ⅱ	260	332	260 332	592		
小 計			260	332	592	592		
	定期・模擬試験 学校行事	定期・模擬試験 入学式・卒業式 ガイダンス・オリエンテーション 健康診断、親睦会、宿泊研修	124	116	240	240		
小 計			124	116	240	240		
合 計			1468	1414	2882	2882	76	76

※ 1単位の授業時数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習・実技については30時間から45時間とする。

別 表 (2) 学則第35条第1項関係

区 分	学 科	金 額	備 考
受 験 料	歯科衛生士科	15,000円	
	歯科技工士科	15,000円	
入 学 金	歯科衛生士科	340,000円	
	歯科技工士科	500,000円	
授 業 料	歯科衛生士科	500,000円	年 額
	歯科技工士科	640,000円	
実 習 費	歯科衛生士科	100,000円	年 額
	歯科技工士科	200,000円	
そ の 他 (実費で納付するもの)	歯科衛生士科 歯科技工士科	実 費 実 費	

様式第1号

受験番号	
------	--

写真貼付
------

入 学 願 書

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

志願者	印
-----	---

貴校（歯科衛生士科・歯科技工士科）に入学したいと思いますから検定のうえご許可願います。

本 人	ふりがな				本 籍 地
	姓 名				男 女
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	都 道 府 県
	ふりがな				
	現住所	(〒 - )			(Tel - - )
	学 歴	出身学校名			
		年 月 日 修了・卒業・卒業見込			
保 護 者	過去の職歴				
	本学選択の理由				
	ふりがな				本人との続柄
	姓 名				男 女
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	
者	ふりがな				
	現住所	(〒 - )			(Tel - - )

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

住 所  
氏 名

印

私は貴校に入学を許可されましたが、入学のうへは学則を守り、学生の本分に  
従って学業に精励することを誓います。

様式第3号

保 証 書

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

保証人住所  
職 業  
本人との続柄  
氏 名  
生 年 月 日

印

年 月 日生

このたび下記のものが貴校に入学を許可されましたが、同人の在学中同人の  
身分に関する一切のことは私が引き受けます。

記

入学生氏名

年 月 日生

様式第4号

欠 席 届

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

学 科 (歯科衛生士科・歯科技工士科)

学 生 番 号 番

氏 名 印

保護者氏名 印

私は下記の理由により欠席（いたします，いたしました）からお届け  
致します。

記

1. 理 由

2. 期 間 年 月 日～ 月 日（ 日間）

様式第5号

休 学 願

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

学 科 (歯科衛生士科・歯科技工士科)

学 生 番 号 番

氏 名 印

保護者氏名 印

下記のとおり休学したいので，許可して下さい。

休学期間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
理 由		

様式第6号

復 学 願

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

学 科 (歯科衛生士科・歯科技工士科)

学 生 番 号 番

氏 名 印

保護者氏名 印

年 月 日づけで休学を許可されましたが、下記の理由により、  
復学したいので許可して下さい。

記

理 由

様式第7号

退 学 願

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

学 科 (歯科衛生士科・歯科技工士科)

学 生 番 号 番

氏 名 印

保護者氏名 印

下記の理由により、退学したいので許可して下さい。

記

理 由

様式第8号

追 試 験 願

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

学 科 (歯科衛生士科・歯科技工士科)

学 生 番 号 番

氏 名 印

私は、下記の理由により(科目名 ) 試験を欠席したので、  
追試験を受けさせていただきたく、この段お願いします。

記

理 由

様式第9号

再 試 験 願

年 月 日

茨城歯科専門学校長 殿

学 科 (歯科衛生士科・歯科技工士科)

学 生 番 号 番

氏 名 印

私は、(科目名 ) 試験において不合格になりましたので、  
再試験を受けさせていただきたく、この段お願いします。

様式第10号

卒 業 証 書

氏 名

年 月 日生

あなたは本校専門課程〇〇〇科（〇年）の所定の課程を修めたので卒業  
証書を授与し，文部科学大臣告示（平成6年文部省告示第84号）により，  
専門士（医療専門課程）と称することを認める。

年 月 日

茨城歯科専門学校  
校 長

印